総務文教委員会記録

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審查

①追加認定第5号 平成23年度光市一般会計歳入歳出決算について [所管分]

【説 明】原田教育総務課長 ~別紙説明書のとおり

【質疑】

○加藤委員

ここで聞くのが適当かどうか、わかりかねるのですが、小・中の振興費ということで、いろいろな成果というのもあるのですけれども、一つは学力というのが、やはり、私は一番の成果ではないかと思っていまして、それを図るすべも実はあったりするわけですが、平成23年度は震災があって、学力テストがどうのこうのになったと思うのですが、それはどうであったのですか。

○吉村学校教育課長

平成23年度は、全国学力学習状況調査については、9月に実施いたしました。例年4月の20日前後の予定を震災の影響で国がおくらせました。ただ、これは、抽出校を国が決めて行う予定であったものが抽出校も行わない。国がテストを配ってあげるから、要る所は手を挙げてくださいという希望利用校で、昨年度は行いました。

○加藤委員

光の小・中の状況は、それをどうしたのですか。

○吉村学校教育課長

光市はすべての小学校、中学校が手を挙げまして、希望利用ということで、テストを行いました。その後、教育委員会で採点いたしました。学校も自分の所で採点をする学校もありました。その結果を子供に返して間違っているところを直す。学校の傾向をつかんで、その後、具体的な授業で指導する等に活かさせていただきました。

○加藤委員

はい、状況はわかりました。点数がどうのこうのというのは、一つの指標に過ぎない と思うわけですが、そうは言っても、何らかの傾向というものが出ているのではないか と思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○吉村学校教育課長

23年度の傾向については、まず、学力調査にはA問題、B問題というのがあります。 23年度は、小学校が国語、算数、中学校が国語、数学、その中にA問題、B問題があり ます。A問題は主として知識に関する問題、B問題は主として活用に関する問題という ふうに分類してあります。どちらかというと、国語も算数、数学も、B問題のほうが、 A問題より点数が低い傾向。いわゆる活用力のほうですね。そういう状況でした。全国 平均等は、昨年は出ておりませんので、県平均も出てはいないのですが、県教育委員会 がパソコン上、ネット上で、問題の正誤1問ずつ、1番の(1)、(2)と、それが何 人間違っていた、合っていたということを全部打ち込めば、大体の県の中での位置が見 えるようなソフトを組んでおりましたので、それに打ち込みますと、ほぼ小学校、中学校、各教科、A問題、B問題とも、ほぼ県平均並みということです。飛び出て良くもなく、悪くもなくという状況でした。

【説 明】森田文化・生涯学習課長 ~別紙説明書のとおり

【質疑】

○笹井委員

主要施策の253ページ、勤労青少年ホーム管理運営事業についてお聞きします。

実数は、ことし5,777人と前年と比べて低下しているが、この利用の実態について、 昨年もお聞きしていますから、そんなに変わってないかと思いますけれど、利用の実態 について、本当に勤労青少年という若い世代が利用するのかどうかについてお尋ねしま す。

○森田文化·生涯学習課長兼人権教育課長

勤労青少年ホームの運営については、該当となる35歳以下の勤労青少年は大変少ない 状態です。むしろ年配者の方の利用が多いと把握しております。

○笹井委員

同じ項目で、決算書の199ページの勤労青少年ホーム管理運営事業です。710万円かかっているということです。このうちの今の説明を見ますと、管理委託が65万円、清掃委託が287万円ということですが、この辺の委託料の決算については、前年度と増減なり節減なりの努力はありますか。また、今年度でも結構ですけれど、これが節減に向けて努力等、進行中のものでも結構ですので、ありましたら、お答えください。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

23年度決算における勤労青少年ホームの管理運営事業ですが、委託料関係では、22年度に比べて曜日の関係で、開館日等が多少変わっている程度で、基本的には変わっていません。

また、今年度の取り組みについての御質問と解釈しましたが、議員から御指摘が以前ありましたように、掃除委託料については、かなり御質問をいただいたと記憶しております。現在、本庁舎等の掃除の状況など、こちらのほうも研究しまして、事業等の見直しを行いまして、10月から新たな契約が結べるように、現在手続中です。

○笹井委員

はい、わかりました。終わります。

○加藤委員

主要施策の成果で言うと、248ページの青少年のボランティア育成事業についてお聞きします。非常に中リの分も含めて、僕はすごく良い事業だなと思っていて、これは、少し先走りますけれど、教育委員会事務の点検・評価の内容でもA評価が出ているわけです。それで、また、登録者数もすごく伸びている。何か特殊な事情というのがあったのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

23年度の青少年ボランティア育成事業への登録者が244名と、22年度に比べて大変伸びているという質問であると思います。この募集については、各学校を通しまして募集を行っており、高校については、各学校へ案内チラシ等の配付を行い、募集を行っているところです。特にこれといった新たな取り組みを行ったわけではありません。推測になりますが、やはり、震災等の影響もあり、地元へのつながりとか、子供同士のつながりとか、その辺を多少意識したものがあるのかと推測しております。

○加藤委員

わかりました。非常に良い事業だと思うので、これはしっかり伸ばしていってほしい と思います。

それから、もう1点、先ほどありました勤労青少年ホームのところで、これも先走りますけれど、点検・評価報告書の中に、教育委員会の中でも、評価としては、余り高くない評価がされていて、課題ということについて、このように書かれています。

「主催事業についても、若年層(勤労青少年等)のニーズに応じた内容へ定期的に見直しを行う」

と課題が書かれていますが、これは具体的にはどういうことですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

点検・評価のことについて、先に御質問がありましたので、お答えします。

昨年、主要施策の成果の253ページの上の表、①ホーム主催による講座・教室で、華道、茶道、着付教室、この3教室を主催事業として開催してまいりました。これは広報等を通じて一般市民への参加を募集しているところですが、なかなか申込数も伸び悩んで、むしろ減少している傾向にありました。新たにどういったニーズがあるのか、正式な調査ではないのですけれども、インターネット等で調べ、今年度から取り入れたいと考え、現在実施中のところです。

○加藤委員

勤労青少年ホームの是非も含めて、議会や委員会の中でもいろいろな議論がありましたが、この存続に向けて、どうですか。23年度はこういう内容ではありますが、今後24年度、25年度に向けて、内容を変えていくという理解でよろしいですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今、議員御質問は主催事業のことだと思います。これについては、市民ニーズをある程度こちらも調査しまして、新たな教室、ターゲットとしております勤労青少年のニーズに近いものが開催できないか研究して、今年度実施しているところです。

○加藤委員

気持ちはわからないでもないのですが、この実態を見ると、実質、要するに、ホーム 主催による以外の方ばかりの使用を、なんとか変えていこうということかと思いますが、 余りそこに力を注いでやる必要性というのも余り私はないのではないかと思います。こ こで、例えば、ホーム主催の講座が一つ、二つ、ふえたところで、この使用人数の構成 とか、ここの価値が高まるわけでもないと思いますので、そこまで、どうですか、これ に力を注ぐ必要があるのかということを、「不思議だな」と思うことを言っておきたい と思います。別に答弁は要りません。

○笹井委員

今、勤労青少年ホームの話が出ました。もう1点お尋ねします。

勤労青少年ホームは、ホーム直営事業以外に、そういう若者のサークルなどの利用があって、利用できる制度にはなっているかとは思いますが、実態的に、音楽とか、太鼓とか、音を出すものは、今、光市勤労青少年ホームは、過去のいろいろな経緯もあって受け付けていないと聞いていますが、そのとおりでしょうか。

○森田文化·生涯学習課長兼人権教育課長

申しわけありません。過去の経緯は不勉強ですが、現在クラブ活動等で登録されている団体については、大きな音が出るクラブは登録されておりません。

○笹井委員

勤労青少年ホームの2階に、音楽室という部屋があって、防音工事は、昭和の終わりごろにされてはおりますが、これは私が聞いた話で、事実かどうかわかりませんけれど、やはり、その中ででも、バンドとかやると周りから苦情が来ているので、今、そういう音が出るものは、そのころから受け付けなくなったと聞いておりまして、実際に今ないのは、そういう経緯があってのことだろうと思っております。あの建物自体に相当の老朽化もあり、いろいろ、本当に、調理室が倉庫がわりになっているというのもあるので、その建物を活かすというよりも、そういう若者向けの文化事業は、島田の地域づくり支援センターでやっておりますし、またダンスとか、卓球とか、そういう軽易なものは各公民館とか、いろいろな場所でありますので、建物にこだわらず、そういうソフト的な

ものは市内のほかの施設を使ってでも、幅広くやる方向に進めていっていただければと思います。また、本当に若い人がバンドをやるとき、そしてサークルをつくって市内で練習するときに、どこでやるのかというのは、これは今思い当たる所がないので、この辺もこれは、そこの部局だけの話にならないと思いますが、考えていかなければならないのかと思っております。

【説 明】森田文化・生涯学習課長、河村図書館長 ~別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

【質 疑】

○笹井委員

伊藤公資料館の実績についてお聞きします。主要施策の265ページに伊藤公資料館の年度別入館者数が出ておりまして、23年度直近は6,507人です。ここは最低に落ち込んでいるわけです。これは、私は意外な数字だと思った理由が、里の厨ができて、随分あの辺はいろいろな方が来るようになった。23年度の夏から、そうなっているけれども、実際に伊藤公資料館は、そういう数字として実績上がってないのですが、どうなのですか、この里の厨を回って伊藤公という、そういった流れは、あるのかないのか。また、そういった取り組みは考えられないのか。お聞きしたいと思います。

○伊藤伊藤公資料館長

里の厨のオープンは7月24日でしたが、相関関係、関連については、実質的には、つかめていません。

○笹井委員

はい、わかりました。一応、過去の数字を見ると、ここ2年随分落ち込んでいるわけですけれども、その辺に対して、今後、何か対策なりお考えというのはありますか。

○伊藤伊藤公資料館長

入館者数ですが、平成9年の開館当時は年間で2万人を越しておりました。23年度については、6,507人ということで、約3割を切るような状態になりました。これからの対策の一例として、里の厨の研修室を一定期間利用しての出前展の開催により、資料館への観光客の誘導であるとか、バスツアーを初めとして、市外からの観光客の増加を図るために旅行業者に情報を流していきたいと考えております。

○笹井委員

私も、いろいろ観光に若干かかわる仕事をしていますので、過去、いろいろな観光業者から、聞いた話ですけれども、伊藤公資料館にバスがよく止まっていた時期があると思うのですけれど、何で止まるのかというと、柳井のフェリーの待ち合わせ時間にちょ

うどいい。距離的にも、あそこから柳井までであったらこまない。あと、少々30分早く 着こうが遅く着こうが、伊藤公資料館は、別に時間制限あるわけではないですから、そ ういう待ち合わせ場所にちょうどいいと言っていました。ただ、今回、里の厨ができる と、その辺が逆に、その辺のニーズが里の厨にとられてしまうのかという危惧をしてお ります。これは観光業者と、ある程度膝を詰めて話してみないとわからない話ですが、 単純にあっちに人が来るから、こっちに人が来るだろうみたいな、おいしい話ではない なというのが、今回の数字で一つ出ているわけですから、どういったやり方がいいかと いうのは、私も今はすぐわかりませんけれど、何かしら対応が必要な状況かと思います。 私自身も、一つ、将来の夢的なもので、やはり、いつかの段階で、韓国との交流で、資 料の貸し出し、貸し借りとか、あるいは韓国に行って、直接やるといろいろ問題になる かもしれませんけれども、そういうものは、いつかの段階でやるべきであろうと思いま す。私の希望としては、伊藤館長がおられる間にぜひやっていただきたいと思うわけで す。私もできることは協力したいと思うのですけれども、それは伊藤公というと、日本 国内だけではない、世界的にも知名度のある方ですし、お隣の国との何かしらの由縁の ある方ですから、そういうところはやっていただきたいと思います。そういう取り組み が注目を浴びるのかなと思っております。これは私の夢だけ語らせていただきますけれ ども、ひとつ、ここまで数字が落ち込んでいるわけですから、今後の対応をよろしくお 願いします。

○加藤委員

引き続いて、一つ、伊藤公資料館についてお聞きします。私は、この数字は当然であろうと思っていまして、この先、もっと落ち込むだろう、きっと落ち込むだろうと思っています。前の決算のときに、問題点があるのかということに対して、お聞きした際に、市内外への情報発信、ホームページも含めて、それが足らない。それから魅力ある施設、展示になっていない。例えば、展示のテーマが興味をそそらない。特別展以外の展示替えがないという問題点を挙げられておられます。これについてはどのように23年度においてカバーをされたのか。見る限りにおいては、ほぼ同じことが、この点検・評価の中に、目標の達成状況として、問題点として、ことしも書いてあるという状況にあります。毎年同じことを言って、同じことが問題点になっているというところに、私は問題があるのではないかと思いますが、今の市内外の情報発信、それから魅力ある施設、展示になっていないという点、それから特別展以外の展示会がないという点について、23年度において、どのようなことをやられたかというのをお知らせください。

○伊藤伊藤公資料館長

展示替えの件ですが、平成9年の開館以来、館内の展示室については、大磯の滄浪閣の家具を配置しておりますので、なかなか動かしにくいという点があります。その残りの部分で、例えば、展示ケースや壁の部分で、特別展を行ってまいっております。入館者数ですが、団体客数が減っております。合併当時の16年に4,906人の団体客数がありましたが、23年度については、718人という状況で、情報発信が足らないということで

す。努力はしておりますが、24年度以降について、例えば、旧伊藤博文邸で、展示会、ギャラリー展の開催。その相乗効果という形で、観光客の方を引き込む方法を予定しております。また、例えば、福祉施設とか、一般の方の協力を得て、企画展に、粗品のようなお土産を用意するとか、展示内容以外の工夫も検討しております。学校については身近な偉人ということで、郷土学習を深めることになると思いますので、各学校へ訪問して、来館を依頼したいと思います。

○加藤委員

私は、これは同じことが、毎年毎年問題点として出ているのが問題だと思います。どうやって、魅力ある施設にするかということですが、例えば、外部の有識者に意見を求めるとかいうことをされたことがあるのでしょうか。

○伊藤伊藤公資料館長

ありません。

○加藤委員

伊藤公資料館は、何をしたいのかというのが毎年わからない。要するに、地域の中で、例を出して申しわけないが、ふるさと郷土館のように、地域の人、近くの人を集めて、いろいろなスペースとしてやるのか。そうではなくて、伊藤公という光の宝を外に向けて発信するのかということだと思うわけです。これは毎年毎年言っていますが、このような問題が解決していない。しかも、毎年問題として上がってくるということであるならば、これはなぜ直営でやる必要があるのか。簡単な話で、それができないのであれば、その運営から情報発信、それから展示も含めて、直営にする意味は、ほぼないのではないかと思います。外部に指定管理でも出したほうがうまくいくと私は考えますが、これはどうしても直営でやらなければならない理由がわからないのですが、いかがでしょうか。

○近藤教育次長

今、おっしゃられた指定管理は、課題として検討している最中であります。直営でなければならないという絶対的な理由はないとは考えておりますが、それでは、指定管理でという部分は、まだ研究中ですので、はっきりは申し上げられないところであります。

○加藤委員

それも含めて、できれば、伊藤公の関係の専門の方とかもおられますし、いろいろな 方々に意見を求めて、とにかく魅力ある施設をどうつくるかということを一所懸命やっ てほしいと思います。もう中で無理なら外に頼ってでも、お願いしたいと思います。

もう1点、図書館についてお聞きします。

図書館については、非常にレファレンスが格段に上がっているという実績があります。 成果には余り書いていないですが、点検・評価報告書には、レファレンスが向上してい るということがあります。貸出件数というよりも、レファレンスが向上するというのが 図書館のあるべき姿であると私は思っているので、これは非常にいい傾向だと思ってい るのですが、これはどういう原因があるのでしょうか。

○河村図書館長

お尋ねの質問ですけれども、一つは、4月から開館時間の延長あるいは開館日の増といった形の中で、市が対応しておりますし、やはり、お客様のニーズや、いろいろな質問をいただきますので、それに対する資料を準備・作成する作業を手助けることにより、職員一同が熱心にやっているところです。

○加藤委員

本の展示等については、ここ最近といいますか、格段に僕はよくなったと思うところがあるので、申し添えておきます。

図書館に関しては、平成23年の予算のときに、3点ほど挙げられています。祖父母を対象とした本の読み合わせ会をしたい。これは何かいろいろやられておるようですが、あと2つ、ブックリサイクルの強化をしていくということ。それから利用者アンケートにも取り組みたいということを予算段階で、23年度の課題として挙げられています。ブックリサイクルの強化、それから利用者アンケートについては、どのようになったのか、お聞きします。

○河村図書館長

ブックリサイクルについては、雑誌等について、年に1回秋口に、市広報、あるいは 市民の皆さんにお知らせして実施しております。今後についても、そういう図書も含め た中で、いわゆる廃棄できる部分についての図書についても、そういうリサイクルをや っていきたいと考えています。利用者アンケートについては、現在のところ、まだ、実 質的にはアンケートを実施しておりませんが、検討していきたいと思っています。

○近藤教育次長

補足をさせていただきたいと思います。本来、除籍して、廃棄していた書籍については、除籍基準を決めることによって、市民の方へ、必要な場合は、そういう本が、本来は、市の財産として備品登録しておりますが、そういう基準を設けることによって、無料で配付することができます。配付というのは、おかしいですけれども、そういう形がとれるようになりましたので、そういう試みをしております。

それから、アンケートについても、例えば、バックヤード、閉架ですか、そういう所の開放で、市民に紹介しております。そういうときに、イベントのたびにアンケートをとって、ニーズを把握するように努めております。今、進行中であります。

○笹井委員

教育集会所管理事業についてお聞きします。

主要施策の280ページに、教育集会所の管理事業の数字が出ておりまして、先ほど、まとめて1万何人の利用があると聞きましたが、主要施策の280ページに教育集会所の人数が書いてあります。個々に見ると、随分人数が違いまして、去年も聞いたので、同じ答えだろうと思いますけれど、人数が少ない集会所の利用の状況について教えてください。

○森田文化·生涯学習課長兼人権教育課長

若竹集会所、昭和会館、汐浜集会所については、利用状況が大変活発です。利用状況ですが、ヨガ、コーラス、三味線、日舞、カラオケ、書道、卓球、手芸等の教室が開催されております。

○笹井委員

質問が明確でなかったかもしれません。利用が少ない所の集会所は、それでも数字が 上がっていますが、これはどういう理由でしょうか。

○森田文化·生涯学習課長兼人権教育課長

具体的には、虹川集会所、三輪集会所のことだろうと推察します。利用者は自治会活動ということを聞いております。

○笹井委員

わかりました。決算207ページに、説明がありましたように教育集会所では、5館で445万円出ています。見ると、草刈りから、今回下水道接続も少し上がっていますし、普通、自治会館で自治会活動をやっていれば、こういうものは自治会費でやっているものですが、これは教育集会所で、市直営という過去の経緯はわかりますが、実態として自治会活動しか使っていないようなものであれば、私は、自治会に譲って自治会館にすべきではないかと考えております。これは今までも話してきたことではありますが、今、政策企画部のほうで、公共施設マネジメントということで、市が持っている公共施設を今後数年間かけて調査して見直すという方向を市全体では出しているわけですが、そこで、教育委員会にお尋ねですが、この公共施設マネジメントの調査・分析の対象となる施設は、教育委員会では、どこまでが対象になるのでしょうか。勤労青少年、教育集会所、ほかにもあるのですか。そして小・中学校は、そういったものの対象に今現在なっているのでしょうか。なっていないのでしょうか。

○近藤教育次長

教育委員会も相当数の公共施設を抱えておりますが、その財政課で行う公共施設マネジメントの土俵に上げるのは、小中学校を除いたものすべてと考えております。

○笹井委員

わかりました。小・中学校を除いてやる。小・中学校については、教育委員会の中で、

現状の分析と今後の運営の検討について、教育委員会できちんとやっていくということで、よろしいですか。

- ○近藤教育次長
 - おっしゃるとおりです。
- ○笹井委員

了解しました。

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・

【説 明】末岡体育課長、呉橋学校給食センター所長 ~別紙説明書のとおり

【質疑】

○笹井委員

決算審査参考資料で、お聞きしたいと思います。

決算審査参考資料の12ページに、保健体育費の中にスポーツ公園アーチェリー場解体委託というのが、この資料の中にあるかと思います。31万5,000円です。これは解体がいつ行われたのか。そしてアーチェリー場というのは、余り思い当たる所がないのですが、いつまで使えたのでしょうか。また、当初解体するというのは、年度当初の予算で説明などがありましたでしょうか。

○末岡体育課長

スポーツ公園のアーチェリー場解体工事の件でありますけれども、スポーツ公園のアーチェリー場解体については、昨年7月に台風接近の際に、トタン屋根の一部が飛散するなど、建物本体について倒壊の危険があり、近隣民家への危害が及ぶということも想定されましたことから、緊急的な措置として予備費充用で、昨年の8月に解体工事を行いました。

アーチェリー場の概要について、御説明させていただきますと、昭和53年に野外趣味活動施設の一部としてスポーツ公園の一角に、横 $6\,\mathrm{m}$ 、奥行 $1.4\mathrm{m}$ 、建家の面積が $8.4\mathrm{m}$ 2 で、三方をベニヤで囲み、屋根はトタン屋根に、畳の的場を設置した物で、30年以上経過して、老朽化が進んでいたところでありますが、従前より部分的な補修を加えて使用していたということであります。アーチェリー場の使用状況でありますけれども、平成17年に3回の使用がありますが、平成18年以降については、使用がないという状況です。

○笹井委員

わかりました。使われておらずに、あと台風か何かの災害で壊れたので、このたび撤去したという説明は理解しました。これは、年度途中に発生して、今回、行政側の対応

としては予備費充用で予算を回されて委託契約を結んでやられているわけですけれど、こういったものについて、委員会決算のときの報告というのが、ここにあるから、いいということであるのか、それとも23年7月であれば、事後の23年の9月議会あたりで、こういうふうにしましたみたいな報告は必要ないのでしょうか。

○近藤教育次長

今回の場合は、緊急性がありましたので、直近の議会では、もう間に合わないということで、補正予算に間に合うのであれば、当然補正予算ということになろうかと思いますが、今回はそういうことで、予備費で対応させていただきました。ただ、この報告については、通常報告するようなことは、すべてとは申しませんけれども、こうしたものについては、報告しておりません。

○笹井委員

わかりました。使われてなかったので、実態は、市民生活上、全く影響がないことは わかりましたので、この質問はこれで終わります。

○森重委員

どこのページというよりは、全体を通して共通のことでお尋ねしたらと思います。今 のところの参考資料にも出ておりましたけれど、不用額が出ております。その不用額を 私なりに支出済額と不用額を、支出済額で割ってみました。その割合を見ますと、全体 を見ると、すごくばらつくわけです。そのときに、特にここに今挙げてお尋ねしたいの は、その割合のすごく高いものがあります。その中ででも、人件費などは当然異動など がありますから、これは当然だと思います。ところが、私が疑問に持ちましたのは、需 用費の一部とか、あるいは委託料とか、役務費とかいうようなものは、安定というか、 ある程度見通しが確実なものではないかと思うわけです。予算編成、あるいは決算にし ましても。そういう極端な不用額格差の多いものがあります。つまり、多いものに比べ て、不用額、支出額を支出済額で割ってみますと、0.15を超えるものの割合です。とい うことは、この節単位で見てみましたら、それを超える不用額が出ているものがかなり あります。そこで、お尋ねは、こういう発生の要因は、いろいろ努力されて、例えば、 値段交渉をして安くしたから余りましたとかいう全体的な努力をされた成果もあると思 います。それもあると思いますが、余りにも差があるので、一つは、教育委員会のもの を総括しまして、こういう面とこういう面があって、このことは発生要因になりました というのと、それから、もう一つの質問は、それに対して、こういう対応を考えている という対処方法について、総括していくらかの点を挙げていただいたらと思うわけです。

○原田教育総務課長

決算審査参考資料の教育費で申し上げましたら、9ページ以降に不用額が記載されて おります。理由とその考え方等についてですが、確かに、工事請負費とか、委託料の施 設整備管理委託料等は、不用額がかなり大きいのですが、主な要因は入札減です。その 他、委託料の中には、施設の草刈り等を予定していたものを面積が少ないので職員が対応したとか、そういう理由のものもありますし、費目で申し上げましたら、賃金的なものは人事的な側面がありまして、年度途中で臨時職員が変わったりすると一時金の支出が減額になったという部分があります。備品購入費等についても、伊藤公資料館の関係ですが、歴代総理の書の購入に充てるものとして予算計上しておりましたが、業者に依頼していたものの、適当な物件が年度中に市場に出回らなかったとか、そういう形の理由によって不執行となっている部分があります。

なお、繰り越し事業については、必要額を繰り越しておりますので、入札減になりましても、法的に年度を超えての減額補正はできないこととなっておりますため、その部分は丸々不用額として残ってしまうこととなっております。制度上そうなってしまうため、工事請負費等で多額の繰り越しの場合は、予算残が生じても減額補正ができず、不用額となっております。

なお、予算の執行については、引き続き節約に努めるとともに、適切な執行に取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただけたらと思います。

○森重委員

執行については、大変だと思いますし、また、その努力がこういう中へ出てこないと 思います。その点も加味しながら、私たちも理解しなければいけないと思いますし、同 時に、きょう出ましたのが、私たちがわかる唯一の資料です。だから、その中の一部、 記載もこれからの中で考えていただいたらいかがと思いまして、この質問を閉じます。

○加藤委員

行き過ぎてしまって、申しわけないですが、1点、光っ子サポート事業の関連でお聞きしたいのですが、今、いろいろな所で、集団不適用であるとか、発達障害の傾向があるとか、それから情緒障害の傾向であるとか、それから多動性障害であるとかいう子供さんが非常にふえる傾向にあるということを聞いていますが、光の実情はどんな感じでしょうか。

○吉村学校教育課長

まず、光の実情から申します。発達障害あるいは学習障害等の子供の数は正確にはつかめません。各学級にいる子供が、この子が発達障害で、この子が学習障害等と判断するのは、医師の診断によるものであり、そのためには、保護者の方が子供さんときちんと医者にかかられることが必要になってまいります。従って、正確な数字を摑むことは難しい状況です。その傾向がある子どもの状況把握は、各学校の特別支援教育の免許状を持った校内コーディネーターという教員が中心となって観察し、もしかしたら発達障害や多動の傾向ではないかなど、傾向としての所見を出し、その後、特別支援教育センター校の地域コーディネーターにも状況を見ていただき、支援方法を考えることになります。実際に通級指導教室が、室積小学校と光井小学校にあります。そこに他校から、あるいは自分の学校から通っている子供の数を申します。平成23年度は、室積小と光井

小を合わせまして、91人。それぞれ45人程度で、半々です。24年度は8月末現在で78人です。中学校が室積中学校で、23年度が14人、24年度は8月末現在で7人。これについては、就学基準をもとに、市の就学指導委員会で審議された子供さんのうち保護者さんの同意が得られて通級指導教室で支援を行うことができる。そうした子供さんの実数です。パーセンテージにしますと、光市全体の小学校の数で割ってみますと、23年度の小学校91人が0.034%、24年度の8月末の78人が0.029%です。中学校14人が0.01%、それから24年度の中学校が0.05%で、あくまでも診断、あるいは就学指導委員会という専門機関で審議した結果のお子さんの数であり割合です。各学級に、授業中席を立って歩く、多動で急に教室から飛び出る、ずっとしゃべっておられて授業に集中できないなど、この通級児童生徒のほかにもいらっしゃいます。通級指導教室は、ある程度の成果が出れば終了ということになり、また、途中からほかのお子さんが入られるという入れかわりの数字ですので、本年度の数字は、まだ今から、増えてくる可能性がありますから、増加傾向とまでは言い切れない状況であります。

○加藤委員

それで、例えば、学級支援補助教員であるとか、スクールライフも含めていろいろな形でフォローがされている。特に、光っ子サポーターについては、非常に評価しているところですが、ここに、ふと読んでいくと、今後県の事業も縮小傾向にあるということが書かれている。一方で、そういうものがある。そうすると、光の教育としては、この辺をきちんと、仮に県の事業がどうなろうとも、そういう支援体制は必要で、人数は確保することが必要であろうと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○吉村学校教育課長

年度の途中で配慮が必要な子供が出てくる場合があり、それは特に小学校の1年生、2年生です。幼稚園や保育園のときにはわからなかったけれど、小学校の集団生活に入って、だんだん現状が見えてきたという場合がありまして、途中からでも、配慮が必要な、光っ子サポーターが必要な場合が出てまいります。私どもとしては、サポーターの人数は多いほうがいいとは思っております。ただ、子供の数がふえたから、同じだけの人数が要るかと申しますときりがありません。私たちが子供のころは、一斉授業形態の中で、先生の指導によって、ある程度、子供たちも席に着いて勉強していたわけです。それが、見立てが随分詳しくなってきたこともいろいろと影響があろうかと思いますが、それで数がふえて見えるという部分もあるのではないかと思います。先生たちの一斉指導における授業力も向上していきながら、本当に個別に必要なものをよく見立てさせていただいた上で、できるだけの人数を算定してまいりたいと思います。

○大田委員

国体の今後のことについてお聞きしますが、以前中学校でも国体の推進強化校ではないですが、それに基づく学校が今光井中でも越境であったと思うわけです。そこに入って行って、その学校でクラブ活動をするというのがあったのですが、今現在もそれは進

んでいるわけですか。

○吉村学校教育課長

越境といいますか、住民票を入れて、きちんと光井中学校区のアパートに親子で住まわれて、光井中の新体操クラブに入っておられるという現状です。これは、人数はふえておりませんけれども、そういう国体時分のお子さんがまだいらっしゃいます。

○大田委員

それは、違う市から来るとそうでしょうが、同じ市でも、その学校区の中に住所を移 さなければならないようになっていたのですか。そうではなかったと思うのですが。

○吉村学校教育課長

区域外通学という形で可能です。新体操の場合には、光井中学校に区域外通学は、現 状ではなかったと思います。他市から住民票を移して来ておられた方がいらっしゃいま す。

○大田委員

今後、それを推進していかれるということでよろしいですか。

○吉村学校教育課長

こちらが積極的に推進するということではなくて、子供さんや、そうした新体操の協会がしっかり強化したいということで、保護者さんや子供さんの希望があれば、そういう制度の中で対応していける内容です。

○大田委員

了解しました。

【討論】

○土橋委員

学校給食のセンターですが、私は最初から自校方式にすべきだと主張してきましたので、自校方式にすることによって、地域の方の雇用の創出を図ることもできるわけであって、子供たちにとっても理想的な環境になると思うわけであります。こういう発想が大事ではないかと、私たちは思っております。限られた財源を最大限活用するために、最小の経費で最大の効果をというのは、よく耳にする言葉でありますけれども、私は財源を効果的にということだけで、この問題を捉えるべきではないと考えております。基本構想にある4つの基本方針を読んでみましても、大規模なセンター方式が必ずしも優れているとは思えないのでありまして、以上の理由で反対します。

【採 決】賛成多数「認定すべきもの」

(2) 報告事項

①平成24年度教育委員会事務の点検・評価報告書 (対象:平成23年度事業)

【説 明】原田教育総務課長 ~別紙説明書のとおり

【質疑】

○笹井委員

学識経験者による意見のページが、50ページから何ページかありますが、学識経験者はどなたですか。そして、そのお名前とか、どういう方かというのは、この資料の中には載らないのでしょうか。

○原田教育総務課長

報告書には、お名前は出しておりません。 3名おられまして、1名が民間の事業者の方です。も 51名が PTA活動を盛んにされておられた元 PTAの役員の方です。も 51名が以前教育委員長等をされておられました教員出身の方、この 3名です。

○笹井委員

それは、名前は出せないものですか。出せるものでしたら、どなたかお聞きしたのですが。

○原田教育総務課長

評価委員会の委員長が以前教育委員長をされておられました矢野様です。副委員長が 民間で事業をされておられます東様です。もう1名の委員が女性の小林様です。

○笹井委員

どうですか。普通、こういう報告書があって、しかも、教育委員会事業評価委員会というきちんとした委員会をつくっているわけですから、この報告書の中に委員の名簿というのは必ずあってしかりではないかと思うわけです。去年からついていなかったと思うのですが、やはり、こういう報告書には、そういうものを来年度以降つけるべきではないでしょうか。

○原田教育総務課長

趣旨は理解しましたので、そのあたりは改善に努めさせていただけたらと思います。

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

- (1) 付託事件審査
 - ①追加認定第5号 平成23年度光市一般会計歳入歳出決算について

【説 明】小田財政課長 ~別紙説明書のとおり

【質疑】

○笹井委員

では、全部で10何項目あるのですが、資料の順番に基づいて1個1個いってみたいと 思います。

最初、決算書の308ページに、基金の取りまとめた状況があります。これは、前年度と今年度の比較はわかるのですが、過去から基金がどういうふうになっているのかというものは、決算では特にそういうものをつくったり、グラフで載せたりということはされないのでしょうか。

○小田財政課長

308ページの基金の表については、自治法の施行規則により様式を定められているものでして、加工するわけにはいきません。決算の審査に当たりまして、必要なデータはこれまでもお示しをさせていただいているものだと認識はしておりますけれども、今、御提言がありました、推移のグラフ化等については、データの見せ方の工夫であろうかと考えております。

審査参考資料など、そういうものを作成する中で、それが必要かどうかを十分検討してみたいと思います。

○笹井委員

わかりました。載せるとすれば参考資料ということですね。また後ほど、ほかの項目 ともかかわってくるので、また聞きます。

次に、主要施策の成果にまいります。主要施策の成果の24ページに、行革大綱実施計画の中のそれぞれの実施状況が書いてありますが、その24ページに行政評価システムの構築の項目があります。(3)の①です。ここを読みますと、「行政評価システムを構築する」と書いてありますが、25ページには、「22年度に試行する」、「23年度も試行する」と、両方とも試行になっているわけですが、この行政評価システムは、一体いつ実行するのでしょうか。

○井上行政改革推進室長

事務事業の評価システムは、昨年度から取り組みを始めたものでありまして、これは 行政評価の中の一つの段階ということですが、昨年度から取り組みを始めましたので、 この取り組みを通じて限られた行政資源を有効に活用し、継続的な改善や改革につなげ、 各事業の成果を拡大させる取り組みを確立させることが大きな目的です。あわせて、職 員一人一人が誰のために、何のためにという観点を念頭に置いて、事務事業を遂行する ということも導入の目的であることから、試行を重ねながら本格実施に向けて意識改革 と評価の精度を高める努力を、これからも続けてまいりたいと考えております。

○笹井委員

本格実施は、何年ごろを目途にとかいう、そういうものは立っているのでしょうか。

○井上行政改革推進室長

実態を申しますと、この事務事業評価のシステムを職員間に浸透させていくということが、実際始めてみるとなかなか難しいという面もありまして、今のところ目途は、特段定められないといいますか、そういう状況にはあります。

○笹井委員

こういうものは、おしりを決めないと何か進まないのではないかと、私なりの認識も あるわけですが、同じ欄でまたもう1つ聞いてみます。

今の23年度の欄で、予算上の主要事業対象に「事務事業評価(試行実施)」と書いています。実施というのは、今回試行で実施されたということですが、これはどのようなものなのでしょうか。結果はあるのでしょうか。

○井上行政改革推進室長

事務事業評価につきましては、まず一般会計、特別会計における予算上の中事業520 事業すべてを対象に試行として取り組んだもので、431事業について事務事業シートを 作成し、そのうち義務的経費や市の裁量権の無い事業を除いた268事業を評価対象事業 として各所管課による1次評価を実施いたしました。

お尋ねの評価結果につきましては、評価対象事業のうち問題ないと判断した事業を除く事業の中から抽出した64事業について2次評価を実施いたしました。その結果、現状のまま継続が5事業、内容を見直しながら継続が25事業、所管課の見直し案を実施するが25事業、縮小を検討するが6事業、休止・廃止を検討するが3事業という評価を行い、新年度の予算編成過程において、今後の事業の方向性についてヒアリングを行ったところです。

○笹井委員

まあ、「現在試行中」と書いていますから、試行中の中身に逐一私も突っ込みを入れるつもりもないですし、またまとまった段階で資料も出てくるのでしょうから、そちらを期待したいと思います。ただ、こういった見直しや、事業を廃止したり縮減したりするということが、当然総論としては必要だと思うのですが、そこの判断というのは、どうですか、各課で最終的には判断するようなものですか、それとも、今、行革推進室があるわけですから、行革推進室から「これはもう終了せよ」とか「切れ」とか、そういう主導権は、行革推進室にあるのですか。どちらに主導権があるのですか。

○井上行政改革推進室長

今現在の考え方で申しますが、やはり所管には所管の考え、そして、こちらの政策企画部には政策企画部の考えがあるということですので、どちらが判断あるいはどちらが主導するという考えはありませんで、所管課と政策企画部の相互理解のもとで実施していくものであると考えております。

○笹井委員

なかなか突っ込みようもない回答だと思いますが、そうは言っても、そちらは行革推進室のトップなわけですから、そこが最初からそれぐらいの相互理解でと言っているとなかなか切り込みも進まないのではないかなと思います。やはり、それはもう突っ込んでいくのは、こちら側しか突っ込みようがない。所管はどうしても現場を抱えていますから、守る側になりますので、そこはそういう態度で最初はやっていかないと進まないのではないかと、私は感想を述べさせていただきます。

私自身も今、去年からずっと公共施設のマネジメントをやっていますが、その次に、 事務事業の見直しなども、もし機会が与えられれば、来年1年間ぐらいかけて自分でや ってみようかと考えております。今、520事業あると聞きましたし、その辺からがベー スになるのかと思っています。

結構過去から継続しているとか関係団体があるとかいう形で、漫然と継続されている事務とか許認可とかお金の支出とかいうのも、やはり探せばあるものだと、私は、役所は、そういうところであると理解しておりますし、自分としてはそういうところをやっていきますが、もし行革推進室が、もうそういうことがあるから、私が言う前に、ばしばしやっていただければ私も随分助かりますし、本来、行革というのはそういうもので、押されてやるものではないと思っておりますので、ひとつその役割を担ってほしいと思います。この項目は終わりにしまして……

○委員長

どうぞ、続けて。

○笹井委員

はい、次へいきます。

主要施策の成果297ページから一般会計決算の附表があります。私、これがよくわからないのですが、決算書はさっきから地方自治法の規定でつくられているとわかります。だから、これはこういう規定がある。しかし、主要施策の成果は光市の判断でつくっている。そしてさらにその附表がある。でも、もう一方で別の施策の参考資料があるというので、この関係がよくわからないわけでありますが、とりあえず最初の質問で、この附表とは、どういう基準で添付されているのでしょうか。

○小田財政課長

今、お尋ねの附表でありますが、この主要施策の成果の様式等についてはどこにも定められたものはありません。したがいまして、この主要施策の成果の内容もしくはその附表についても、これまでの決算審査におきまして必要とされたもの、あるいは必要であろうと判断したものについて取りまとめてお示ししているところであります。

基本的には、本編のほうについては、所管ごと事業ごとの切り口で整理しておりますことから、所管を越えて横断的に、あるいは総合的にデータとしてお示しするような場合については、こういう附表で整理させていただいているということです。

○笹井委員

また、その関係で、今度決算審査参考資料にいきたいと思いますが、一個一個いきましょう。

まず、決算審査参考資料の11ページ。充用及び流用の中に広報費でKビジョン議会中継委託30万9,000円があります。Kビジョンの委託であったら、最初の、年度当初予算のとおりいくのではないかと思うわけですが、これは、何か充用された理由があるのでしょうか。

○今津広報情報課長

ただいまの笹井委員さんの御質問にお答えします。

Kビジョンの議会中継の予備費の充用の件ですけれども、Kビジョンの議会中継は年4回の定例会で実施しているところです。平成23年度においては、一般質問を各議会で3日間を想定しまして123万5,000円を予算計上しておりましたが、6月と12月と3月議会におきまして、それぞれ4日間となりました。そのことが3月議会で確定いたしましたことから、不足する3日分として30万9,000円を予備費から充用させていただいております。

「当初なぜ予算計上していないか」というお問い合わせですが、Kビジョンの契約上1日当たり10万2,900円として精算することになっております。当初の段階で、いつの議会で4日間になるのかならないのかということが、なかなか想定が難しいことから、例年どおり、当初予算では一般質問を各議会で3日間、年間12日として計上しておりました。

3月議会において、一般質問の年間日数が15日と確定しましたことから、当初想定しました日数と差異が生じましたので、不足分を予備費から充用させていただきました。

○笹井委員

これは100%理解しました。

次に、参考資料15ページにまいります。債務負担行為の状況が書いてあります。先ほど説明もあったかと思います。これを見ますと、タイトルだけでは、何の債務負担だかわからない行為があって、よく見れば備考欄もあるのですが、全部空欄になっています。これは何の債務かやはり難しいものは、きちんと記載すべきではないでしょうか。

○小田財政課長

表のまとめ方に対する御指摘であろうと思います。確かに、債務負担行為、件名として25件並べているだけでありますので、このあたりについては、例えば予算書では、その債務の性格がわかるように、大まかな分類をしているところでありますので、それに準じた形で整理する工夫もしてまいりたいと思います。

○笹井委員

来年についてお願いします。私もこれを初めて見たときに、何でこれに債務が発生するのだろうかと悩んで、今は、もう4年たちましたから年度をまたぐような業務とか指定管理の契約期間内とか、そこはもう理解しているつもりですが、やはり、説明が何かしら書いていないと初めての人は戸惑うところだと思いますので、来年以降改善をお願いします。

次は、16ページに指定管理者制度の状況結果が出てきております。利用状況の人数も 出ているわけですが、この辺ことしは、指定管理者の選考の更新はないかと思います。 たしか来年だったかと思いますが、この辺の利用状況はどうですか。来年以降また管理 選定に影響が出てくるものでしょうか。

○井上行政改革推進室長

こちらの決算参考資料にあります利用状況については、指定管理施設ごとの利用実態をつまびらかにするというための資料でありまして、こちらの実績がどうだったこうだったということで、例えば、指定管理者の公募をかけたとき、手を挙げたときに、それをダイレクトに選定の考慮に入れるという影響はありません。

○笹井委員

わかりました。現状としてはこういう数字で、また更新に関しては来年必ず上がってくるし、これが議案にもなってくることだと思いますので、そこで精査したいと思います。参考資料の27ページに飛びます。

○委員長

笹井委員、ここでお尋ねしますが、まだ随分続くようですか。

○笹井委員

まだ5つ6つあります。

○委員長

では、ここで一度暫時休憩とします。

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○笹井委員

引き続いて、決算審査参考資料の30ページにまいります。

ここに市全体の借入金残高が記載されております。これはただ単年度だけのものですけれど、決算の報告に当たって、こういうのは推移などがわかるようなグラフでの表示というのは、特になされないのでしょうか。

○小田財政課長

今お尋ねのグラフ等については、その必要性等を十分検討したいと思いますけれども、確かに、この30ページの借入金残高の表を見ますと、前年度の数字が入っておりませんので、少なくとも対前年比がわかるような形で工夫してみたいと思います。

○笹井委員

わかりました。この辺の借金とか基金の額は、やはり市財政の動向を把握するための 重要な指標でありまして、地元新聞なんかも結構過去にさかのぼって記事を書いている わけです。27ページに戻りますけれど、27ページには経常収支比率や実質公債費比率、 財政力指数、ここで初めてグラフが出てくるわけです。

私は、市債とか借金も含めて主要な指標は、参考資料をつくるのであれば、これはトップに来るべき重要な指標ではないかと考えております。予算のときの資料を見ましてもやはり予算規模から指標が出てきて主要プロジェクトがあって、あと具体的な中身があって市川市長の顔が出てくるということで、何で決算審査参考資料の27ページみたいな後ろに、この表が出てくるのかというのが、私はよくわかりません。その辺やはり一度精査する必要があるのではないかと思います。議会側からも今までここに触れたことがなかったのかなと思いますが、ぜひ来年以降、検討をお願いします。

○小田財政課長

確かに、この資料については、さまざまな資料が入っているわけで、決算書並びに主要施策の成果の理解を深めるために必要だろうという資料を、どんどん加除しているという実態にあります。その並び方の順番云々というのはあろうかと思いますが、基本的には必要なデータがこの中にあれば、目的は達成しているのかなというふうには思います。

ただ、議員御指摘のように、それが見方、見せ方としてわかりやすい、あるいはこれを公表したときにも理解を深めていただけるというようなことで、より一層工夫が必要な部分については、検討してみたいと思います。

○委員長

笹井委員、ここで一言。決算審査ですので、資料のつくり方の審査をしておりませんので、そこのところ、お気をつけください。

○笹井委員

はい、わかりました。それでは、32ページの市長マニフェストの評価・検証について お聞きします。

ここで、最終的にAとかBとか評価されていますが、これは各課の評価でしょうか。 それとも取りまとめた課の評価でしょうか。

○小田企画調整課長

31ページ以降ですが、マニフェストの評価ということで今お尋ねの前年度評価、市民 満足度改善指標については、企画調整課で集約し、お示しをしているものです。

○笹井委員

わかりました。企画の関係で1項目聞いてみますが、34ページに地元企業への優先発注という項目があるかと思います。これは評価がB評価ということですが、このために何か優遇策というのが施策としてあるのでしょうか。

○委員長

笹井委員、所管が違いますので、よろしいですか。

○笹井委員

違いますか。わかりました。

○委員長

次の総務でお願いします。

○笹井委員

終わります。

○加藤委員

主要施策の成果については50ページに当たると思うのですが、将来指標の現況が出ています。それで、平成23年度の出生が366人という数が出ていたと思います。これは、人口減少対策や少子化対策を展開することにより人口減少の半減を目指すというのが、5年前の基本計画前期から来ていたわけですが、これをやりながら現状の、平成23年度の366人は、一時期からすると格段の減少だと思うわけです。すこし前までは450人というような出生数であったと思いますが、23年度は366人ということになって、私はもう300人に限りなく近くなるのではないかと思いますが、そういうその人口減少についての考え方というのが、各課で共有されているのかどうかということに、いろいろな箇所で私は疑問があるのですが、その点については、いかがでしょうか。

○小田企画調整課長

主要施策の成果の50ページですが、こちらに一応推計人口なり現行の人口の推移、少

子化、年少人口の割合等を示しております。今、議員から出生数の話もありましたが、15年以降、456人というのが平成15年の出生数です。それ以降、議員仰せのとおり、平成21年までほぼ440人から450人前後で推移しており、22年に397人、23年に366人という変化をしております。

こうした中で、まず14%の見通しをという話だろうと思うのですが、ここにもお示しをしておりますが、28年度の年少人口の目標14%ということを立てておりますが、5年前基本構想策定時については13.5%程度になるだろうという推計でした。それが22年の国勢調査をもとに、今回の後期基本計画において推計したところ12.1%となりました。推計上からも5年間で1.4ポイント減少をしている状況です。

こうした状況の中で、本市においても前期5年間「おっぱい都市推進プラン」等において、少子化対策を展開してまいりましたが、これは一般質問等でもお答えしておりますように、結果として取り組みの効果を上回る形で、少子化が進んできたものと受けとめております。

そういう観点からしますと、これも一般質問でお答えしておりますように、14%の目標達成というのが非常に難しいと考えております。

今、議員からは、このような中、所管も含めて後期基本計画でどういう対策を、対策というより人口減を念頭とした政策展開をしていくのかということであろうと思います。もう一度、整理させていただきますと、目標人口については、平成17年に策定した基本構想以前の目標人口は、いわゆる旧光市、旧大和町、両方ともそうですが、策定時の人口よりも高い人口を目標としておりました。これは御存じのように、昭和60年以降の国勢調査においては、既に人口減に転じております。にもかかわらず、やはり拡大型の目標を立てておったところであります。しかしながら、議員御指摘のとおり、人口減少が確実な時代となりましたことから、将来の人口減を視野に入れたまちづくりを行う必要があるということで、当時目標人口を下げることには、議会の全員協議会等でもさまざまな御意見をいただいたところではありますが、議会の御議決をいただく中で前回策定をしました基本構想において、光市として、初めて「人口が減少する」というものを目標値に置いたところです。

しかしながら、その都市経営を考える上に、やはり都市の成長戦略というのを描く必要もあるわけです。こうした観点から推計値をそのまま目標値とするのではなくて、人口に加えて、年少人口の割合についても減少を半減させるという目標を立てておったところです。

こうした戦略を描く一方で、御指摘のとおり、人口減少における都市の経営を担保していく、いわゆるダウンサイジングされた都市の姿を描いていく、こういうことが不可欠でありますことから、前回策定しております基本構想においても、まちづくりの姿勢の中に「選択と集中」という項目を掲げております。

また人口減少社会を展望する中で、第4章において公共施設の再編と活用に関する指針、また第5章においては、施策の重点化に関する指針、この2つの指針を新たにお示ししたところです。

今回作成した後期基本計画においても、成長戦略として「7つの未来創造プロジェク

ト」を位置づけるとともに、この一方でやはりダウンサイジングというものを念頭に都市経営という観点から、各論における基本目標の4、時代を拓く新たな都市経営の中に、公有財産の計画的な管理と活用の項目において、公共施設の計画的な再編と効率的な利用というものを掲げるとともに、公共施設マネジメント事業の推進を掲げ、現在、調査研究を進めているところです。

このほかにも、同様な項目を2項目程度整理する中で、やはり人口減少社会の到来に向けた都市経営を担保するための基本的な考え方と具体的な施策を総合計画の中に位置づけたというのが現状です。したがいまして、後期基本計画に基づいて適正な都市経営が担保できるよう、引き続き庁内の連携等を行いながら全庁的に対応してまいりたいと考えております。

○加藤委員

考え方はわかりました。ここの部門、部署の考え方が各所管にいっているのかというのが不思議ですね。例えば、これは366人でしたけれど、今後、私は300人に近づいていく、最初に出てくるのが保育所とか幼稚園の問題であり、次が学校でありというふうにいるいろなことがこの推計に従って動いていくはずです。それにもかかわらず、私、ここでよその悪口を言いたくないですが、例えば、福祉保健部の幼稚園部門、保育所部門にそういう、将来に向けた考え方があるのかというのを、非常に僕は、ないとは言いませんけれども、減っていくというところに共通認識ができていないのではないかというのが、特に福祉保健部門にするわけですが、どうですか。全庁的にそういう意識を持っていろいろな事業をやるべきではないですか。

○小田企画調整課長

全庁的な取り組みということで、各所管の思いがどこにあるのかというのは、私からお答えするわけにもまいりませんが、基本的に総合計画、これが、全ての行政関係者がやはり基本とする最上位の計画です。この計画を策定する中にも、これまでにもいろいろなところで出てきております政策調整会議というものを経る中で、この後期基本計画の、いわゆる光市の将来の都市経営のあり方等についても各参与とも十分協議しております。

また、あわせまして策定する各種所管の計画においても、政策調整会議を基本としながら、そこの中で協議調整を経ておりますので、現状、その御不満な点もあろうかとは思いますが、そういう形で、将来を見据えた都市経営というものが、全庁的に浸透していくように引き続き努力してまいりたいと考えております。

○加藤委員

決算と離れますので終わります。

もう1点、この財務諸表についてお聞きしたいと思います。これは、各自治体で何年 か前からやり始めておられますが、まずこれを出すことの目的というか、なぜこれが必 要なのか、これは何のためにやっているのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○小田財政課長

普通会計財務書類報告書の意図、作成目的のお尋ねであります。

まず一つは、我々がやはり財政の運営や分析する中で、例えば、その減価償却費や各種引当金など、その見えにくいコストを明示していく、そういうことをすることによって、その財務情報のわかりやすい開示を通して説明責任を果たしていくというのが大きな目的の1つだろうと思います。

もう一つは、説明責任の履行とあわせまして、例えば、これをつくることによって他の公共団体との比較する、もしくはその経年変化の中での数字の動きを見るということを通じて、我々の財政状況はどうあるのかということを把握し、問題点をあぶり出して、それで健全な財政運営を進めていくための一つの材料にしていく。大きく言えば、この2つの目標であるのかなと理解しています。

○加藤委員

私もそう思うのですけれど、やはりこの数字一つ一つがどうだというよりも、経年変化がどうであるとか、例えば他市町村を並べてみて、財政運営的にその資産の内容はどういうものに資産が構成されているかというのを、比較対照して初めてこれは役に立つ指標だと思うわけですが、これは、実際比較対照というところまで、たどりついているのでしょうか。

○小田財政課長

我々がこれをつくりまして、他市町村のデータについても、最近はホームページに多く開示されてきております。そういうデータを収集して、横に並べてみるという作業は取り組んではいるところでありますが、ただ、この報告書については、法定されているものではなくて、例えば今言いましたように、ホームページを見ても恐らく議員さんも他の市町村を見られて、お気づきになっておられると思いますけれども、その公表の仕方もばらばらであって、必要なデータの指標なんかも比べてみようと思っても、手に入らない場合も中にはあろうかと思います。まず、その辺の統一的なルールというのもやはり必要かと思いますが、それは抜きにしても、そういうデータを収集しながら他市町村との比較は、詳しく突っ込んでまで行っていると、言い切れるほど自信はありませんけれども、引き続き努力していかなければいけないと思っています。

○加藤委員

それで、これをもとに何点かお聞きしたいのですけれども、例えば、普通の市の関係の指標、実質公債費比率であるとかというのにおいては、改善の傾向が見られるということではありますが、これを貸借対照表上でこう眺めてみると、資産を構成するのに現在と過去の世代において資産を構成しているか、それとも後の世代に送っているかということが一目瞭然、これでわかると思うわけです。実際の数字は、指標は改善しているものの、この貸借対照表を見てみれば、だんだんと要するに未来の世代の負債によって

資産が成り立っているということが言えると思います。ですから、平成23年度ではその資産の中で3分の1が未来の世代、3分の2が過去及び現在の世代で成り立っているということで、徐々に、後へ、後へ送っているという傾向が出ていると思うわけです。これについては、この指標だけではわかりませんが、非常に警戒していく必要が、ある意味あるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○小田財政課長

確かに御指摘のように、例えば、今おっしゃった比率は、ここで言う将来世代の負担 比率であるとか世代間の負担比率というところに数字があらわれるわけでありますけれ ども、その経年変化を見ますと、将来世代負担率等については、これは資産合計に対す る地方債現在高の割合をいうのでありますけれども、その率がこの20年と23年を比べる と確かに5ポイント程度悪化してきている。少しずつであるけれども、議員おっしゃる ように、悪化している状況にあります。確かにそういうところもありますが、ただこの 一つの指標の動きだけで、例えば、ここでいうところの地方債現在高の中に臨時財政対 策債を含むのか含まないのとか、赤字地方債の問題とかいろいろな問題が含まれている ので一概にそう言えるとは限りませんけれども、おっしゃった傾向というのは我々も理 解しておりますし、それは警戒を要する指標の動きだと考えています。

○加藤委員

もう一つは、財政調整基金とか減債基金、その現金の、基金の積み立てです。並べてみますと、非常に光市のその基金の積み立ては、13市の中でも特に際立っているという状況があると思います。実際こういう資産の中で、どのくらいの割合でなっているのかというと、県内で恐らく、これは計算したからわかるのですが、断トツトップにいずれも基金を持っているという形になっていると思います。

しかしながら、一方でコストを見るとわかるのですが、何によってこの基金が成り立っているかというと、結局の話、赤字地方債というか、臨時財政対策債によって、この基金が預金されているということが言えると思うのですが、これを借りてまで預金するという必要性というのはどうでしょうか。

○小田財政課長

すこし誤解があろうかと思うのですけれども、臨時財政対策債を借りて、例えば、14億円を借りて、それをもって基金を造成しているというようには、我々は理解しておりません。あくまで一般財源として、例えば、その臨時財政対策債等については、交付税の代替え措置として認められている借金でありますから、それは一般財源として事業とかそういう資産、ここでいうところの資産の形成に使われているという理解もできないことはないわけです。「積立金の額が断トツに多い」という意見でありましたけれども、確かに財政調整基金とか減債等だけで比べると、確かに1人当たりも含めて光市は県内でも上位のほうにいくかと思いますが、トータルとしての積立金という、例えば、他の特目の積立金も含めて比較すれば、決して光市の積立金が多いという状況にはないと理

解しております。

結局、議員のおっしゃることが、わかるようなわからないようなところもあるのですけれども、借金がここでいうところの資産を形成している、バランスをとっているわけですから、そういう見方も成り立ちますけれども、決してため込んでいるという理解は、ここでは成り立たないのかなと考えています。

○加藤委員

別にため込んで、それが良いとか悪いとかというわけではないし、私も言っていることが、正しいとは思ってはないのですが、要するに実質収支、実質単年度収支も続いて大幅な黒字が出ているわけではないですか。一昨年は赤字でしたけれど、昨年が8億8,000万円、ことしが5億4,000万円、今、これは市債の発行。それからあれも書いていないですが、結局、一方でためるよりも景気が悪いときは、これをできるだけ使うというふうにするべきではないかという意見も成り立つと思うのです。要するに不景気のときはですね。景気がよくなればそうやって回収すればいいと思うのですけれど、今はそんなに景気が良いときでもないので、ためるお金があるのであれば、少しでも、「何ぼかでも使えや」という理屈も成り立つと思うのですが、それについてはいかがですか。

○小田財政課長

議員のおっしゃることは、一言で言えば景気対策に財政支出等をという理解もできるわけであります。確かに、単年度の実質収支を見ますと、ことしは黒が5億4,000万円ということでありますが、実際に23年度中の、例えば基金の動きを見ましても、先ほども決算の中で説明したように、例えば8億3,000万円を積み立てる一方で、7億1,000万円程度を取り崩している。減債基金も含めれば、ほぼ取り崩しと積立額というのは同額ということになっております。ということで、実質の収支が黒の部分は、先ほど何回も説明しておりますけれども、あくまでそれは基金の積み立てになっているのではなくて、それは繰越財源として、次の年度の財源として事業化されたり、使われるお金でありますので、何回も言うようですが、これをため込んでいる、積み立てに回っているという理解は当たらないのかなという気がしています。

それとまた、最近ではやはり経済対策として切れ目のない予算と、執行ということで、 年度途中にも補正して、その事業新年度に繰り越すという手法なども使われていますけれども、本市においても、そういう、政府等の対応等に呼応しながら経済対策にも取り 組んでいることも御理解いただきたいと思います。

○加藤委員

切りがないからやめます。

【討論】なし

【採 決】全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・

3 総務部・消防担当部関係

- (1)付託事件審査
 - ①追加認定第5号 平成23年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

【説 明】中村総務課長、梅本消防担当課長 ~別紙説明書のとおり

【質疑】

○笹井委員

決算書の89ページ、県議会議員選挙費についてお聞きします。

ここに人員に関する項目で非常勤職員報酬、臨時職員賃金、投開票事務従事者等報償金があるのですが、これはそれぞれ何人雇って、時給に直すと何円になるのでしょうか。

○坂本選挙管理委員会事務局長

非常勤職員報酬109万円については、選挙長、それから選挙立会人、投票立会人、期 日前投票立会人の報酬です。

主なものとして、当日の投票所投票立会人68名分、それから期日前投票所立会人30人分です。これらの非常勤職員の報酬については、市の条例に基づき日額として、当日投票所投票立会人は1万700円、期日前投票所立会人は9,500円と定められております。これを時間単価に直しますと、当日投票所投票立会人が823円、期日前投票所立会人が826円です。

次に、臨時職員賃金66万円ですが、選挙準備、後片づけ、それから期日前投票期間中の事務補助などとして、本庁、大和支所に9名のパート職員を雇用しております。時給については、市の規定により平日の17時までが720円、平日の17時以降が900円、土曜、日曜が972円です。

次に、投開票事務従事者等報償費800万円の内訳ですが、投票事務、開票事務、それから期日前投票事務、事務局事務等の経費として、延べ人数で言いますと310人、実人数で言いますと208人に対して支給しております。

時間単価については、国政選挙における基準単価に支給割合を乗じた額として、平日22時までは2,200円、平日22時以降が2,600円、休日5時から22時までが2,400円、休日22時以降が2,800円です。

○笹井委員

はい、わかりました。それでは次の項目にいきます。

主要施策の成果について、消防についてお聞きします。

主要施策の成果の223ページですが、これは過去5年間の数字が件数としては見ればわかるのですが、中身について総括的なもので結構ですから、火災の動向についてお聞

きできればと思います。

○梅本消防担当課長

それでは火災の動向です。主要施策の223ページにありますように、平成23年度に光市で発生した火災は25件です。平成22年度と比較しますと5件増加しております。これは休耕田等の枯れ草が燃えた火災が増加したことによるものです。また、建物火災が12件発生しております。このうち一般住宅や共同住宅などの住宅火災は7件で、平成22年度の住宅火災と比較しますと1件増加しております。原因としては、たばこやろうそく等の灯火の不始末、電気配線等となっております。

また、林野火災やその他の火災は、たき火や枯れ草焼きなどの焼却処分中に周囲の枯れ草に着火し、延焼拡大したものが大半を占めております。

○笹井委員

わかりました。今回から過去5年の数字が掲載され、わかりやすくなりました。

今度、決算審査参考資料の34ページから何点かお聞きしますが、決算審査参考資料34ページ、市長マニフェストのうち、地元企業への優先発注について、結果と評価はBということでありますけれど、この評価はどういうふうにしてつけるのでしょうか。また、この結果を上げるために何かやはり特別な施策というのがあるのでしょうか。

○林入札監理課長

市内企業の発注の件についてのお尋ねと思いますが、市が発注する公共工事のうち、 指名競争入札については、施工実績等を考慮して、市内業者で可能な工事、業務委託に ついては、市内業者を優先して指名しております。

また、条件付き一般競争入札については、業者の所在は市内業者に限る等などの条件をつけております。

また、総合評価方式の条件付き一般競争入札では、光市建設工事総合評価競争入札施 行要綱の中で、光市内に本店、工場を有しているなどの地理的要件や、光市内における ボランティア活動などの地域貢献度を評価する項目を盛り込んでおります。

これについての評価ですが、この市長マニフェストの評価については、市民満足度改善指数の評価方法が38ページに記載されております。これは企画調整課で評価するわけですが、アンケート結果を数値化した値を用いると記載されております。これはB評価ですが、この結果についても地元企業への落札の実績が伸びているということが、アンケートにも反映されていると考えております。

○笹井委員

わかりました。総合評価の場合は、点数が変わってくるということですね。

今度は、36ページの6の①くち利き防止制度の制度化ということで、記載は23年度、 目的が達成できる運用面での方策を検討すると書いてありますが、これの具体的な検討 状況もしくは結果を教えてください。

○中村総務課長

まず、くち利き防止制度ですが、これは公職にある方からの口きき、働きかけをどのように取り扱っていくかを制度として定めたもので、要望者の氏名、それから内容、それに対する行政の対応などの内容を記録して公開していくということを制度化したものと思っております。

光市には、議員の政治倫理条例、それから職員倫理条例の中にも、政治倫理基準、それから職員が遵守すべき責務に係る倫理原則によって一定の縛りがあるところです。また、事案があったときには報告も義務づけております。

こうしたことから、制度的には条例などで制度化するという方法もありますけれども、本市においては、さまざまな角度から検討してまいった結果、内規的なものとして、報告書の様式を定めて、今年度から要望要求の内容、それから執行部の対応について記録することとしております。

○笹井委員

わかりました。24年度からそういうことになったと理解しました。

今度は、審査意見書でお尋ねします。

審査意見書の19ページに不納欠損処分の状況がありまして、これは市が持っている債権を無しにしてしまうという重要な判断だと思うわけですが、これをつくられるに当たって、こういうのは1件1件全部、原課においても精査されると思いますが、これは監査委員がつくられたのですけれど、監査委員においても精査されてこういう数字にまとめられるものでしょうか。

○亀山監査委員事務局長

決算審査意見書の不納欠損の部分に関する記載内容についての御質問と思いますが、 審査の意見書については、監査委員の方が作成されておりますので、事務局である私から、そのことの内容についてお答えすることは差し控えさせていただきたいと思います。

○笹井委員

わかりました。今、事務局長さんにお尋ねしておりますので、事務的な話で答えられる範囲で結構です。

同じく83ページにまいります。

83ページに款別歳入年度比較表がありますが、91ページをめくりますと、款・項別年度比較表がありまして、この中身を見ますと、91ページは項目別に詳しくなっているけれど、あとの記載事項は、ほとんど同じではないかと思われます。これを掲載して、ここに報告する意味は、何か規定があるのでしょうか。

○亀山監査委員事務局長

先ほど申し上げましたとおり、記載事項の内容、それから記載すべき資料等について

は、監査委員さんで審査の必要上、載せられておりますので、私から具体的にどうこう というお答えはできません。

○笹井委員

わかりました。私ども議員も膨大な資料を審査している中で、きちんと意味があるものは見ますけれど、重複しているとどうしてもわからなくなってくる部分もありますし、逆にそれをつくるというのもまた事務局さんのほうも大変かと思いますので、その辺、今後、精査が要るのではないかと思います。私の意見としては、83ページにおいても、また85ページの資料も、また同じ理由でまとめられるものではないかと指摘させていただきます。

あと、110ページに歳出予算節別執行状況がありまして、それぞれ人口1人当たりの執行額を出しておられるわけですが、これは光市だけのものが上がっています。こういったものの県内ランクとか県内平均は、少し時期や時点が変わっても、調べれば比較できるようなデータというのはあるのでしょうか。

○中村総務課長

これらの数値については、この審査意見書の作成に合わせて、表しているもので、県内ランク、県内平均については、調べるというのは難しいのではないかと思います。現在もそのような数字は持ち合わせておりません。

○笹井委員

わかりました。あともう一つ、二つで終わろうと思いますが、主要施策の成果に行き たいと思います。

主要施策の成果104ページに監査委員費の項目があります。これもこれまでは単年度だったものが複数年記載になり、わかりやすくなりました。ありがとうございます。

この中でお聞きするのですけれど、「なお、市民の請求による監査等はありませんでした。」という記載がありますが、これは一体いつごろからずっとないのでしょうか。

○亀山監査委員事務局長

私が記憶している限りで言えば、市民からの監査請求は、四、五年ぐらい前、1件あったぐらいです。

○笹井委員

わかりました。その辺のデータも何年に何件というのは、過去の変化がわかるような 形が要るのではないかと思いますが、そこら辺は、今後そういうことを記載していただ けないものでしょうか。

○亀山監査委員事務局長

住民監査の請求について、光市においては、先ほど申し上げました1件が、私が市役

所に入って以降でもそのくらいしか記憶にありませんので、過去からずっと載せるとい うのもどうかという気はします。

○笹井委員

わかりました。

○大田委員

消防費で179ページに、消火栓修理等負担金21カ所で842万円、その下の消火栓新設工事負担金2カ所で87万円とあります。今現在は、地中に埋める方向で進めておられると思うわけですが、地上に出ているものも何カ所かあると思うが、それも消火栓の修理等で今現在進めておられるわけでしょうか。

○梅本消防担当課長

いずれにしても、老朽化した水道配管と一緒に消火栓を改修しておりますので、その 老朽化した水道配管にそういった立ち上がりの消火栓があれば当然改修します。その場 合は地上から地下への変更ということになります。

○大田委員

独自にやるということはないわけですね。

○梅本消防担当課長

独自にやる場合は、緊急の漏水であるとか、何かの不具合が出た場合は当然行いますけれど、独自に消火栓だけを対象に修理しますと、経費がかかりますので、水道当局と調整しながら今進めているのが現状です。

○大田委員

了解しました。

【討論】なし

【採 決】全会一致「認定すべきもの」

以上